

第 5 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和4年6月3日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第119号中「第5条第1項若しくは第2項」を「第5条第1項」に、「第16条の2第1項若しくは第2項」を「第16条第1項」に改め、同項第120号中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改め、同項第121号中「第5条第6項」を「第5条第5項」に改め、同項第121号の3中「又は第4項」を削り、同項第121号の4から第121号の9までを削り、同項第211号中「第85条第5項の」を「第85条第6項の」に、「仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第5項）」を「仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第6項）」に改め、同項第211号の2中「第85条第6項の」を「第85条第7項の」に、「仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第6項）」を「仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第7項）」に改め、同項第216号の6中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同項第216号の7中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改め、同項第415号中「第91条の規定に基づく」を「第91条又は第91条の2第2項の規定により」に、「者で、」を「者が」に改め、同項第623号の14の6の次に次の1号を加える。

(623)の14の7 マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第105条第1項の規定に基づくマンションの容積率に関する特例の許可の申請に対する審査

マンションの容積率の特例許可申請手数料 160,000円

第2条第1項第624号の4中「、別表第26及び別表第26の4」を「及び別表第26から別表第26の4まで」に改め、同項中第624号の8を第624号の10とし、第624号の7を第624号の9とし、第624号の6を第624号の8とし、同項第624号の5中「別表第26の4」を「別表第26の3」に改め、同号を同項第624号の6とし、同号の次に次の1号を加える。

(624)の7 長期優良住宅促進法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査

長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料 別表第26の4に掲げる区分に応じた額

第2条第1項第624号の4の次に次の1号を加える。

(624)の5 長期優良住宅促進法第5条第6項又は第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査

長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料 別表第26の2に掲げる区分に応じた額

第2条第1項第625号ア中「、別表第26及び別表第26の4」を「及び別表第26から別表第26の4まで」に改める。

別表第26の2を次のように改める。

別表第26の2（第2条第1項第624号の5関係）

区分		金額	
確認書又は建設住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅	22,000円	
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	39,000円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	63,000円
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	105,000円
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	167,000円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	255,000円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	432,000円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	547,000円
		総住戸数が301戸以上のもの	621,000円
		区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの
	総住戸数が6戸から10戸までのもの		63,000円を申請住戸数で除して得た額
	総住戸数が11戸から25戸までのもの		105,000円を申請住戸数で除して得た額

		総住戸数が26戸から50戸までのもの	167,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	255,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	432,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	547,000円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が301戸以上のもの	621,000円を申請住戸数で除して得た額
確認書及び建設住宅性能評価書のいずれも添付されない場合	一戸建ての住宅		71,000円
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	187,000円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	299,000円
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	593,000円
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	1,062,000円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	1,825,000円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	3,377,000円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	4,826,000円
		総住戸数が301戸以上のもの	5,918,000円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	187,000円を申請住戸数で除して得た

	額
総住戸数が6戸から10戸までのもの	299,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が11戸から25戸までのもの	593,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が26戸から50戸までのもの	1,062,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が51戸から100戸までのもの	1,825,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が101戸から200戸までのもの	3,377,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が201戸から300戸までのもの	4,826,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が301戸以上のもの	5,918,000円を申請住戸数で除して得た額

備考

- 1 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書（当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 2 建設住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（建設された住宅に係るもので、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 3 区分所有住宅とは、長期優良住宅促進法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。
- 4 申請住戸数で除して得た額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

別表第26の3を削る。

別表第26の4中「第2条第1項第624号の5」を「第2条第1項第624号の6」に改め、同表を別表第26の3とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第26の4（第2条第1項第624号の7関係）

区分		金額	
確認書又は建設住宅性能評価書が添付された場合	一戸建ての住宅	11,000円	
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	19,500円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	31,500円
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	52,500円
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	83,500円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	127,500円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	216,000円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	273,500円
		総住戸数が301戸以上のもの	310,500円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	19,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	31,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	52,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	83,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	127,500円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が101戸から200戸までのもの		216,000円を申請住戸数で除して得た	

			額
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	273,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が301戸以上のもの	310,500円を申請住戸数で除して得た額
確認書及び建設住宅性能評価書のいずれも添付されない場合	一戸建ての住宅		35,500円
	区分所有住宅	総住戸数が1戸から5戸までのもの	93,500円
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	149,500円
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	296,500円
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	531,000円
		総住戸数が51戸から100戸までのもの	912,500円
		総住戸数が101戸から200戸までのもの	1,688,500円
		総住戸数が201戸から300戸までのもの	2,413,000円
		総住戸数が301戸以上のもの	2,959,000円
	区分所有住宅以外の共同住宅等	総住戸数が1戸から5戸までのもの	93,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が6戸から10戸までのもの	149,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が11戸から25戸までのもの	296,500円を申請住戸数で除して得た額
		総住戸数が26戸から50戸までのもの	531,000円を申請住戸数で除して得た

	額
総住戸数が51戸から100戸までのもの	912,500円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が101戸から200戸までのもの	1,688,500円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が201戸から300戸までのもの	2,413,000円を申請住戸数で除して得た額
総住戸数が301戸以上のもの	2,959,000円を申請住戸数で除して得た額

備考

- 1 確認書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書（当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 2 建設住宅性能評価書とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（建設された住宅に係るもので、当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載されたものに限る。）をいう。
- 3 区分所有住宅とは、長期優良住宅促進法第5条第1項に規定する区分所有住宅をいう。
- 4 申請住戸数で除して得た額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条第1項第211号、第211号の2、第216号の6、第216号の7及び第415号の改正規定、同項第623号の14の6の次に1号を加える改正規定並びに附則第4項（熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）別表第1手数料の項第202号及び第202号の2の改正規定並びに同項第564号の13の6の次に1号を加える改正規定に限る。）の規定 公布の日
 - (2) 第2条第1項第119号から第121号まで及び第121号の3の改正規定、同項第121号の4から第121号の9までを削る改正規定並びに次項、附則第3項及

び第4項（熊本県収入証紙条例別表第1手数料の項第116号の4から第116号の9までを削る改正規定に限る。）の規定 令和4年7月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和4年10月1日

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この附則に規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

4 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第116号の4から第116号の9までを削る。

別表第1手数料の項第202号及び第202号の2を次のように改める。

202 仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第6項）

202の2 仮設興行場等建築許可申請手数料（建築基準法第85条第7項）

別表第1手数料の項第564号の13の6の次に次の1号を加える。

564の13の7 マンションの容積率の特例許可申請手数料

別表第1手数料の項第564号の33の次に次の1号を加える。

564の33の2 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料

別表第1手数料の項第564号の34の次に次の1号を加える。

564の34の2 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料

(提案理由)

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。